

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の**申告期限・納付期限（※）**について、**令和2年4月16日（木）まで延長**されることとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

（※参考）延長前の申告期限・納付期限

申告所得税 令和2年2月17日（月）～ 令和2年3月16日（月）

個人事業者の消費税 令和2年1月6日（月）～ 令和2年3月31日（火）

贈与税 令和2年2月3日（月）～ 令和2年3月16日（月）

- 期限が延長されることに伴い、期限延長申請などの特段の手続きが増えるということはありません。
- 振替納税の振替日については、後日公表されるようです。

（※参考）延長前の振替納税

申告所得税 令和2年4月21日（火）

個人事業者の消費税 令和2年4月23日（木）

※贈与税は振替納税に対応しておりません。

- 既に申告している方が誤りに気づき訂正する場合の訂正申告の期限についても令和2年4月16日まで延長されております。

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

- ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）
- ・ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方等

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。